

# 第 7 回伊万里市農業委員会会議

1. 日 時 平成 26 年 7 月 3 日 (木)  
開会 午後 3 時 0 0 分

2. 場 所 市役所大会議室(4 階)

3. 出 席 23 名

4. 欠 席 0 名

議席	氏 名	出席	議席	氏 名	出席	議席	氏 名	出席
1	山口 友三郎	○	11	平 山 修	○	21	副島 博司	○
2	松尾 直一	○	12	橋口 忠次郎	○	22	木 須 修	○
3	前田 英司	○	13	森 登喜男	○	23	井手 憲一郎	○
4	福田 義晴	○	14	内海 敏光	○			
5	齊藤 厚男	○	15	梅崎 義純	○			
6	池田 良一	○	16	藤森 秀喜	○			
7	藤田 勉	○	17	前田 國太郎	○			
8	市丸 和男	○	18	土井 末義	○			
9	西山 哲	○	19	前田 儀三郎	○			
10	岩永 孝雄	○	20	竹本 照雄	○			

議事録署名者 5 番 齊藤 厚男

19 番 前田 儀三郎

5. 事務局職員

職 名	氏 名	職 名	氏 名
事務局長	松岡 猛彦	農地係員	久保 克明
農地係員	松尾 希美		

6. その他出席者

なし

7. 付議事項

議案 第38号	農地法第5条の申請について	( 5件)
議案 第39号	農地法第4条の申請について	( 4件)
議案 第40号	農地法第3条の申請について	( 5件)
議案 第41号	農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業] について (利用権設定 通年 14件) (公社への売渡・公社からの買受 2件)	
議案 第42号	農業経営基盤強化促進法による農地保有合理化事業 (農地売買事業)に伴うあっせん委員の指名について	( 1件)
議案 第43号	平成26年度 第1回農地法第2条第1項の「農地」に該当するか の判断について	( 54件)

8. 報告事項

報告 第14号	農地法第18条第6項通知の受理について	( 1件)
報告 第15号	農地の形質変更届出について	( 1件)
報告 第16号	非農地証明願について	( 1件)
報告 第17号	形質変更工事計画変更届について	( 1件)

9. 連絡事項

なし

議長	みなさん、こんにちは。 (挨拶)																														
議長	<p>それでは、ただいまより第7回農業委員会会議を開会します。 本日の会議は、全員出席で欠席者はありません。 次に、議事録署名人の御依頼を申し上げます。 今回は5番 齋藤委員、19番 前田儀三郎委員です。 事務局で作成する議事録が完成次第、御署名をお願いします。</p> <p>本日の議案数は、6つです。</p> <table border="0"> <tr> <td>議案第38号</td> <td>農地法第5条の申請について</td> <td>5件</td> </tr> <tr> <td>議案第39号</td> <td>農地法第4条の申請について</td> <td>4件</td> </tr> <tr> <td>議案第40号</td> <td>農地法第3条の申請について</td> <td>5件</td> </tr> <tr> <td>議案第41号</td> <td>農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業] について</td> <td>利用権設定 通年 14件 公社への売渡・公社からの買受 2件</td> </tr> <tr> <td>議案第42号</td> <td>農業経営基盤強化促進法による農地保有合理化事業 (農地売買事業)に伴うあっせん委員の指名について</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>議案第43号</td> <td>平成26年度 第1回農地法第2条第1項の「農地」 に該当するかの判断について</td> <td>54件</td> </tr> </table> <p>また、報告事項は、4つです。</p> <table border="0"> <tr> <td>報告第14号</td> <td>農地法第18条第6項通知の受理について</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>報告第15号</td> <td>農地の形質変更届出について</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>報告第16号</td> <td>非農地証明願について</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>報告第17号</td> <td>形質変更工事計画変更届について</td> <td>1件</td> </tr> </table> <p>となっております。</p>	議案第38号	農地法第5条の申請について	5件	議案第39号	農地法第4条の申請について	4件	議案第40号	農地法第3条の申請について	5件	議案第41号	農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業] について	利用権設定 通年 14件 公社への売渡・公社からの買受 2件	議案第42号	農業経営基盤強化促進法による農地保有合理化事業 (農地売買事業)に伴うあっせん委員の指名について	1件	議案第43号	平成26年度 第1回農地法第2条第1項の「農地」 に該当するかの判断について	54件	報告第14号	農地法第18条第6項通知の受理について	1件	報告第15号	農地の形質変更届出について	1件	報告第16号	非農地証明願について	1件	報告第17号	形質変更工事計画変更届について	1件
議案第38号	農地法第5条の申請について	5件																													
議案第39号	農地法第4条の申請について	4件																													
議案第40号	農地法第3条の申請について	5件																													
議案第41号	農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業] について	利用権設定 通年 14件 公社への売渡・公社からの買受 2件																													
議案第42号	農業経営基盤強化促進法による農地保有合理化事業 (農地売買事業)に伴うあっせん委員の指名について	1件																													
議案第43号	平成26年度 第1回農地法第2条第1項の「農地」 に該当するかの判断について	54件																													
報告第14号	農地法第18条第6項通知の受理について	1件																													
報告第15号	農地の形質変更届出について	1件																													
報告第16号	非農地証明願について	1件																													
報告第17号	形質変更工事計画変更届について	1件																													

議長	<p>それでは、議事に入ります。</p> <p>議案第38号 農地法第5条の申請について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第38号 農地法第5条の申請について5件について御説明します。</p> <p>議案の1ページ、32番になります。</p> <p>図面は、案内図と字図が1ページ、土地利用計画図が2ページ、平面図が3ページになります。</p> <p>申請地は、大坪町六仙寺地区です。</p> <p>借受人が、一般住宅及び農業用倉庫を建設するための申請です。</p> <p>農地区分は第3種農地の農地区分要件、第2の1の(1)のエの(ア)のbの(c)、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域内にある農地に該当します。</p> <p>許可基準としましては、第2の1の(1)のエの(イ)、許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案の1ページ、33番になります。</p> <p>図面は、案内図と字図が4ページ、土地利用計画図が5ページ、になります。</p> <p>申請地は、松浦町下平地区です。</p> <p>借受人が、太陽光発電設備を建設するための申請です。</p> <p>農地区分は第2種農地の農地区分要件、第2の1の(1)のカの(ア)、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当します。</p>

<p>事務局</p>	<p>許可基準としましては、周辺に利用可能な土地がないか検討したが該当地がなかったため、第2の1の(1)のカの(イ)、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案の1ページ、34番になります。</p> <p>図面は、案内図と字図が6ページ、土地利用計画図が7ページ、平面図が8ページになります。</p> <p>申請地は、伊万里町松島地区です。</p> <p>譲受人が、住宅を建設するための申請です。</p> <p>農地区分は第3種農地の農地区分要件、第2の1の(1)のエの(ア)のbの(c)、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域内にある農地に該当します。</p> <p>許可基準としましては、第2の1の(1)のエの(イ)、許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案の1ページ、35番になります。</p> <p>図面は、案内図と字図が9ページ、土地利用計画図、横断図が10ページになります。</p> <p>申請地は、東山代町日南郷地区です。</p> <p>譲受人が、飼料等の搬入道路を建設するための申請です。</p> <p>農地区分は第2種農地の農地区分要件、第2の1の(1)のカの(ア)、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当します。</p> <p>許可基準としましては、周辺に利用可能な土地がないか検討した</p>
------------	--

事務局	<p>が該当地がなかったため、第2の1の(1)のイの(イ)、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案の1ページ、36番になります。</p> <p>図面は、案内図と字図が11ページ、土地利用計画図、雨水排水計画が12ページ、横断図が13ページになります。</p> <p>申請地は、山代町立岩地区です。</p> <p>借受人が、公共事業の仮設道路を建設するための申請です。</p> <p>農地区分は第1種農地の農地区分要件、第2の1の(1)のイの(ア)のb、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地に該当します。</p> <p>許可基準としましては、第2の1の(1)のイの(イ)のb、仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものであって、当該利用の目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められるものに該当します。</p> <p>議案第38号農地法第5条の申請は以上5件です。</p>
議長	<p>それでは、農地法第5条32番について担当委員から説明をお願いします。</p>
担当委員	<p>申請地の周りは住宅で、長年耕作はされておらず、保全管理をされてきました。排水も下水もきておりますので、問題ないと思われました。</p>
議長	<p>農地法第5条32番について、御意見、御質問はございませんか。特にないようですので、続きまして、農地法第5条33番について担当委員から説明をお願いします。</p>

担当委員	申請地は小学校から武雄方面に行ったところにあります。後継ぎがおらず、所有者も高齢で続けることができないため、義子に土地を貸して太陽光発電施設をするそうです。他への悪影響等はないと思いましたが捺印をしました。よろしくお願いします。
議長	33番について、御意見、御質問はございませんか。 特にないようですので、続きまして、34番について担当委員から説明をお願いします。
担当委員	図面の方が6ページ、家の方が7ページ、8ページです。場所は市民会館から約200mくらい。見た感じほとんどが埋め立てでありまして、手前が駐車場、奥の方に畑が残っていたということで、そちらの方に住宅を建設するというので、駐車場の前方を通過して市道の方に雨水を流すということです。隣接者の印もありましたし、区長、生産組合長の印もありましたので、私も押しました。ご審議をお願いします。
議長	34番について、御意見、御質問はございませんか。
19番委員	駐車場は所有者が買う駐車場ですか？
担当委員	いえ。左の方が所有者の畑になっています。
19番委員	家の出入りは。
担当委員	駐車場のところから入れます
19番委員	他人の土地を通過して。
担当委員	自分の土地です。そこだけ農地が残っていたということで農業委員会にかけられました。
19番委員	わかりました。

議長	他にございませんでしょうか。 ないようですので、続きまして、35番について担当委員から説明をお願いします。
担当委員	道路の敷設でございます。鶏舎に道路が1つあったのですが狭いということで改めて作られます。10ページの図面で見ますと、左側に県道が走っております。それから入って奥の方に行くという道路でございます。周辺の畑も全部譲渡人の畑でございますので、県道に水路がございますのでそちらに排水されるように計画をされております。所有者の了解を得てしておられますので、問題はないと思います。ご検討よろしくお願ひいたします。
議長	35番について、御意見、御質問はございませんか。
21番委員	下のところに県有地と書いてあるところは我々の守備範囲ではないと思いますが、どうされるのですか。
事務局	県有地につきましては、県の方に道路法第24条の申請をされまして、既に利用することについての承認を得ておられます。
議長	他にないようですので、続きまして、36番について担当委員から説明をお願いします。
担当委員	皆さんご存知のように西九州自動車道の工事がありますが、地図を見てもらうとわかりますように、泥などを運ぶための仮設道路を農地を借りうけて、一時転用されます。7月から来年の2月ごろまで借りたいということです。これは元に戻されるということで問題はないので、協力をしなければいけないと。区長、生産組合長の印もあり、私も問題ないと思ひました。
議長	36番について、御意見、御質問はございませんか。 特に無いようですので、議案第38号農地法第5条の申請5件について承認を戴きましたので、許可相当として意見を付して県へ



議長	<p>進達します。</p> <p>続きまして、議案第39号農地法第4条の申請4件について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第39号 農地法第4条の申請4件について御説明します。</p> <p>議案の2ページ、14番になります。</p> <p>図面は、案内図と字図が14ページ、土地利用計画図が15ページになります。</p> <p>申請地は、山代町立岩地区です。</p> <p>申請人が、太陽光発電施設を建設するための申請です。</p> <p>農地区分は第2種農地の農地区分要件、第2の1の(1)のカの(ア)、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当します。</p> <p>許可基準としましては、周辺に利用可能な土地がないか検討したが該当地がなかったため、第2の1の(1)のカの(イ)、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案の2ページ、15番になります。</p> <p>図面は、案内図と字図が16ページ、土地利用計画図が17ページになります。</p> <p>申請地は、脇田町平山地区です。</p> <p>申請人が、駐車場兼資材置場及び通路を建設するための申請です。</p> <p>なお、この案件については、一部、申請人がすでに通路として利用していたことについて始末書が添付されております。</p>

事務局	<p>農地区分は第1種農地の農地区分要件、第2の1の(1)のイの(ア)のa、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地に該当します。</p> <p>許可基準としましては、第2の1の(1)のイの(イ)のeの(e)、既存の施設の拡張(拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の面積の2分の1を超えないものに限る)に該当します。</p> <p>議案の2ページ、16番になります。</p> <p>図面は、案内図と字図が18ページ、土地利用計画図が19ページ、平面図が20ページになります。</p> <p>申請地は、黒川町小黒川地区です。</p> <p>申請人が、一般住宅を建設するための申請です。</p> <p>農地区分は第2種農地の農地区分要件、第2の1の(1)のカの(ア)、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当します。</p> <p>許可基準としましては、周辺に利用可能な土地がないか検討したが該当地がなかったため、第2の1の(1)のカの(イ)、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>議案の2ページ、17番になります。</p> <p>図面は、案内図と字図が21ページになります。</p> <p>申請地は、立花町富士町地区です。</p> <p>申請人が、植林をするための申請です。</p> <p>なお、この案件については、申請人がすでに植林をされていたことについて始末書が添付されております。</p>
-----	---

事務局	<p>農地区分は第2種農地の農地区分要件、第2の1の(1)の力の(ア)、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当します。</p> <p>許可基準としましては、周辺に利用可能な土地がないか検討したが該当地がなかったため、第2の1の(1)の力の(イ)、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>議案第39号 農地法第4条の申請については以上4件です。</p>
議長	<p>それでは、14番について担当委員から説明をお願いします。</p>
担当委員	<p>太陽光発電を自分の土地に設置して、売電をするということで、同意をいただきたいと連絡がありましたので現地を確認しました。図面を見ていただくとわかりますが、右側の方。宅地とあるのが申請者の自宅です。申請地が黒枠で囲んであるところです。北側に赤道のような道があり、東側が原野。問題は南側の田で、これだけが隣接農地となるわけです。この所有者が他所に出られており連絡が取れないということでありまして、それではどうするかということで、この土地を管理されている親戚の方に相談すると、私が管理しているので私が許可をすればいいとなりまして、管理者の方の許可をいただきました。区長さん等の許可もいただいておりますので、私も捺印しました。</p>
議長	<p>14番について、御意見、御質問はございませんか。</p>
21番委員	<p>申請地の道路は。赤道をってから設置するのですか。</p>
担当委員	<p>そうですね。狭い道ですが。</p>

事務局	図面の15ページですけども、母屋から今回の申請地のところに行く道がコンクリートで道ができておりまして、そこを使われるのではないかと思います。
議長	他にないようですので 続きまして、15番について担当委員から説明をお願いします。
担当委員	図面が16ページ、17ページ。バス停から入って左手になるのですが、自宅前の小さい畑を潰して駐車場にしたいということでした。始末書添付になっていきますけど、登り口が鋭角みたいになっていまして、この際丸みを持った入りやすい土地にしたいというようなご意見でございました。自分の土地と、申請地の前の方は側溝がありまして、農業用の水路等には全然影響がない状況でしたので、生産組合長、区長の印もありましたので、私も問題ないと思って捺印したところでございます。
議長	15番について、御意見、御質問はございませんか。 特にないようですので 続きまして、16番について担当委員から説明をお願いします。
担当委員	申請地は梅林の方へ入ったところになりまして、住宅を建設したいと確認印をもらいに来られましたが、隣接者の同意等もらわれていなかったので、先にそちらの同意をもらえるように話をしました。その後、同意が取れたということで来られましたので、私も捺印しました。ご審議をお願いします。
議長	16番について、御意見、御質問はございませんか。 続きまして、17番について担当委員から説明をお願いします。
事務局	事務局から説明いたします。21ページをご覧ください。腰岳の林道からさらに上に登ったところですよ。申請地が丸で囲んでありまして、現場としましては杉が大きくなっている状態で始末書が

事務局	つけられた状況での申請という形になっております。ほとんど山の状態になっておりました。ご審議の方お願いいたします。
議長	17番について、御意見、御質問はございませんか。
21番委員	字図と案内図の申請地の位置が違うのでは。
事務局	案内図の申請地と丸で囲まれた場所がちょっと間違っているようでして、西側の山になっているところでした。申し訳ありません。
議長	他に無いようですので、議案第39号 農地法第4条の申請4件について承認を戴きましたので、許可相当として意見を付して県へ進達します。  続きまして、議案第40号農地法第3条の申請について事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第40号農地法第3条の申請5件について御説明します。 議案は3ページから4ページになります。 41番から45番まで申請事由や経営状況等を掲げております。 全て農地法第3条第2項の各号には該当しないため、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件を満たしております。 農地法第3条の申請についての説明は以上です。
議長	それでは、事務局より説明がありましたが、農地法第3条の申請については一括審議となっておりますので、議案の3ページから4ページを見ていただき、御意見、御質問がありましたら、挙手をお願いします。
19番委員	4ページの事由に対して経営移譲年金に係る使用貸借権再設定とありますが、再設定というのは何年ごとですか。

事務局	農業者年金の経営移譲年金を受けられるために後継者の方に農地を貸し付けられるのですが、その最初の期間が10年以上と決められていますので、その10年がたった後にもう一度貸し直すということをすると再設定という形になります。再設定の期間は10年でも20年でもできるようになります。
19番委員	最初は10年。
事務局	最低10年なので、皆さん10年にされています。その10年間は特定処分農地ということで農地を所有者に戻したり、売買などしたら年金が止まってしまう、年金に影響がありますので、10年間は後継者の人が農地を守り続けなさいということになります。10年後に再度、後継者に貸し直すことによって縛りが取れますのでその再設定という手続きを今回されておきまして、その期間については所有者の方と後継者の方で決めていただくことができますので10年でも20年でも決めていただいた期間にすることができます。
19番委員	わかりました。
5番委員	事由のところに贈与とありますが、譲渡人と譲受人は他人ですか。
事務局	他人です。親戚ではありますが、親子関係ではありません。
19番委員	生前贈与ですか。
事務局	生前贈与です。父親同士が兄弟ということで、譲渡人が農業をしないから譲受人に農地を譲るという内容でありました。
19番委員	贈与できるのですか。
事務局	贈与自体は誰でもできます。ただ贈与税が免除できるとかそういう話は全くないということです。

21番委員	5反の縛りがありますよね。
事務局	その分は譲受人の方が3条要件は十分満たされているということです。
議長	他に無いようですので、議案第40号農地法第3条の申請5件については申請のとおり許可することとします。  続きまして、議案第41号農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]について、利用権設定通年についての説明を事務局からお願いします。
事務局	議案第41号農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定の通年14件について、御説明します。議案の5ページから6ページに明細書を掲げておりますのでそちらを御覧ください。  今回は借受人が10名、貸付人が14名で、面積は、田が40,428㎡、畑が0㎡です。利用目的、利用権設定期間、借賃などは明細書に記載しているとおりで。申出書を7ページから13ページに掲げております。  農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定通年についての説明は以上です。
議長	議案第41号農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定の通年14件について、御意見、御質問はございませんか。
5番委員	借賃が60kgとありますが間違いないですか。
事務局	申出書に書いてあるものに対しては、一応確認をしています。借受人、貸付人どちらかが持つては来られるのですが、その時に確認をしておりますして、一応反あたり60kgとなっております。

5番委員	<p>そうですか。わかりました。ふつうは30kgだから。</p>
議長	<p>他にございませんか。無いようですので、議案第41号農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定の通年14件については申出のとおり決定します。</p> <p>続きまして、議案第41号農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の公社への売渡について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第41号農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の公社への売渡について御説明いたします。</p> <p>議案は14ページの2番になります。</p> <p>こちらは1月の農業委員会で、中部地区担当の副島委員と池田委員にあっせん委員になっていただいた案件について買い手が決まりましたので、今回農業公社へ売渡する内容となっています。</p> <p>売買価格については反当りの金額と全体額を議案の14ページの明細書に記載しております。</p> <p>公社への売渡については、以上1件です。</p>
議長	<p>議案第41号農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の公社への売渡1件について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p>無いようですので、続きまして、議案第41号農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の公社からの買受について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第41号農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の公社からの買受について御説明いたします。議案は14ページの</p>



事務局	<p>3番になります。</p> <p>こちらは3月の農業委員会において公社への売渡について上程しました案件について、今度は公社から買受をするために上程しております。</p> <p>売買価格については反当りの金額と全体額を議案の14ページの明細書に記載しております。買い手は手数料として売買価格の1%を加えた金額で農業公社から買い受けることになります。</p> <p>公社からの買受については、以上1件です。</p>
議長	<p>議案第41号農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の公社からの買受1件について、御意見、御質問はございませんか。</p>
14番委員	<p>2番と3番で反あたりの対価予定に30万の差があるのはどういう理由で。</p>
事務局	<p>対価予定額につきましては、金額が違うというのはその人の必要性に応じて違うということになると思っております、買受者がどうしてもここが欲しいという方でございます、隣接にも自分の農地がたくさんあるということでもどうしても買いたいということで金額が高くなったのではないかと思います。</p>
23番委員	<p>親戚か兄弟ですよ。</p>
事務局	<p>売渡人は市外にいらっしゃって買受人とはご兄弟です。</p>
議長	<p>他に無いようですので、議案第41号農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の公社への売渡・公社からの買受2件については承認を戴きましたので、書類を県農業公社へ送付したいと思います。</p> <p>続きまして、議案第42号農業経営基盤強化促進法による農地保有合理化事業（農地売買事業）に伴うあっせん委員の指名1件についての説明を事務局からお願いします。</p>

事務局	<p>議案第42号農業経営基盤強化促進法による農地保有合理化事業（農地売買事業）に伴うあっせん委員の指名1件について御説明します。</p> <p>議案の15ページの4番です。</p> <p>図面は、案内図と字図が16ページになります。</p> <p>今回あっせんの申出が山代町で出ております。山代町立岩地区での申出であるため、西部地区担当の西山委員と前田國太郎委員にあっせん委員をお願いしたいと思っております。</p> <p>あっせん委員となられる方には、大変お手数をおかけする事となりますが、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>続きまして、議案第43号「平成26年度第1回農地法第2条第1項の「農地」に該当するかの判断基準について」事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第43号平成26年度第1回農地法第2条第1項の「農地」に該当するかの判断基準について説明いたします。</p> <p>昨年農地を復元できないということであれば、農業委員会の議決を得て非農地通知書を出しておりました。本来であれば農業委員が農地パトロールをして、農地利用状況等のなかで農地に戻らないところを事前に通知をお送りして、そのあとに非農地通知を出すという形での手続きを踏んでおりました。今回のケースにつきましては、農地の所有者からこれは農地として使えないということで申出がっております。1番～54番まで。36番が欠番となっておりますが、すべて二里町となっておりますがこれは昨年、6番委員さんはじめ内の馬場地区の農業関係者ならびに地域の方が賦課金等々の整理をされるということで話し合いをされておりました。その中で内の馬場としてまず、53案件につき</p>

事務局

ましては農地としては使えないとして農業委員さん取りまとめの上申し出がございましたので、農業委員さんも現地を確認され、農業委員会としても現地の方を確認させていただきました。そして農地として原野または小規模であるため継続して農業できないということで判断させていただきましたので、今回議案として上程させていただいております。54番は特殊であります、所有者名が18ページになりますけども、中里土地改良区と所有者名があります。これにつきましては中里土地改良区からのご相談がございまして、元々中里土地改良区の方が平成27年に解散を予定しておられ、その中でなぜか農地の所有があるということでご相談がありまして、調査をしておりまして、農地というのが元々は圃場整備をしたあとの水路敷きの残地であったと。その残地の分を当時地籍調査が入った関係で田とされたというご相談がありまして現地の方を確認しましたら確かに水路敷きであって、今後農地として継続して作っていくには困難であるということでありましたので、非農地通知書の議決を受けたいと思っております。

55番につきましては大川町の川原であります、これは申出があった案件でありまして、これにつきましては昨年の利用状況調査の折に農業委員さんと現地を確認させていただいたときに、農地としては使えないということで判断いたしております。今回全部で54件分の農地を非農地という議決を受けたいと思っております。非農地通知につきましては、本人の申出で受付をして農業委員さんと現地を確認するという形をとっておりまして、農地として使えないというご相談はたくさんありますので、今後たくさん申出が出てくるのかと思っております。申出があるたびに農業委員さんには一緒に現地に行ってもらおうという形でやっていきたいと思っております。ただ、この間もあり

事務局	ましたが、植林、無断転用、これについては改めて非農地通知は出さないでくれという通知が来ましたのでそれについては今後検討していきたいと思っております。ここまで
議長	議案第43号「平成26年度第1回農地法第2条第1項の「農地」に該当するかの判断基準について」御意見、御質問はありませんか。
19番委員	農業委員として6番委員にはだいぶん骨を折っていただいたと思いますども、苦労話とかを良ければ。
6番委員	初めは農地を整理しようという話からです。農地であれば区としてお金をもらわないといけないため、見直す話が出て、希望者を募ったところ、まずこれだけやってくださいと本人の申出がありました。後は1期、2期にわたって後の方も見直しをしたいという方は受けますということでした。
19番委員	今後こういうことが集落ごとにできていくのか。モデル事業として、してもらったので、今後伊万里市も含めて先に進むのかな。
事務局	今おっしゃったように、一昨年ぐらいから佐賀県におきましては農地を守り活かすプロジェクトというのを再三にわたって市町の方に計画を出しなさいと言われていています。これは守るべき農地と守れない農地を明確化し守れる農地に対して集中的に能力をかけ、農地として活用できないものは非農地通知を出しなさいということになっています。実際するとなるとかなり地域の方も負担になるし、市も農業委員会も農業委員さんの負担も大きくなる場所ではありますが、今後はやっていきたいと思っています。それはなぜかというともう一つ今農業振興課で作られている人と農地プランというものがありまして、これは地域農業の将来をどう考えるか、それは地域の徹底した話し合いであるという形が出されておまして、伊万里市の方では農協支所毎の11支所、かなり

事務局	<p>大きい範囲で作成されております。今後は作成されている分をさらに細分化されて、地域的なものを作られていくのかなと思います。その中で新規就農者とか農業者の確保とかをされる中で農地として守っていくべきもの、守るためには誰から借りなければいけないのか、守るためには誰が借り手かというのを考えて流動化を進めていくというのも一つあるので今回内の馬場地区において、皆さんが図面を見ながら考えられてここはこうだと減反に入っているから駄目だとか、いろいろ話をされた中で、こういうものが出てきたのかなと思って今19番委員さんのお話の中でモデル地区と言われれば私はモデル地区的な意味は持っておりまして、今後農地中間管理事業というのが7月から実際始まっているという形になりますが、こういうところで地域として農地中間管理事業に取り組むとか申出のあった時に農地のゾーニング化というのも含めてやっていければと思っております。</p>
6番委員	<p>一番困ったのが生産組合との話し合いの時、減反の対象になるところがあるわけです。それをどうするかということです。減反面積が増えるということです。話し合いの結果、本当の姿に戻そうということで一応今回はこういう風にさせていただきました。</p>
19番委員	<p>農業新聞なんかは農業委員さんで荒廃農地を解消させたみたいな話があるけど。</p>
6番委員	<p>無理なところばかりですよ。この状態で回ってみれば。</p>
19番委員	<p>原野だからね。手が付けられない。</p>
18番委員	<p>これは登記まで指導されていますか。</p>
6番委員	<p>いえ。後の登記は勝手にしてくださいとしています。</p>
18番委員	<p>個人個人でしてくださいと。</p>

6番委員	はい。
21番委員	どこでも中山間地域を抱えていて、段々畑の水田を持っているところが荒れて何も作られなくなっている。24番から下のところは田と書いてあるが、全部原野になるわけですか。
6番委員	もう既になっています。
21番委員	原野になると保全事業などいろいろあって、下の方の水利などに影響するから水や自然を守るために植林をすとか。そういうのをせずに原野でいいのかということですね。
6番委員	もう手が付けられない状態です。もう植林もできない、人もいない、する気もないという状態です。県道の下がほとんどこのような状態です。
18番委員	水路関係はないところ。山水で。
6番委員	水利は昔は出水でしていた。
4番委員	圃場整備もしていないところ。
6番委員	してないです。私の地区はまだあると思うが今回はこれくらい。隣の地区はもっとあると思われます。そういうところも手を付けた方がいいんでしょうけど。所有者を調べるのも難しい。地区内だから出来たことであって他地区までは難しい。
議長	<p>他にございませんか。</p> <p>無いようですので、議案第43号「平成26年度第1回農地法第2条第1項の「農地」に該当するかの判断基準について」は議案のとおり決定し、非農地通知書を発出します。</p> <p>それでは議案についての審議は以上になりますので、続きまして報告事項に移ります。</p> <p>報告第14号農地法第18条第6項通知の受理について、事務局</p>

議長	から報告をお願いします。
事務局	<p>報告第14号農地法第18条第6項通知の受理1件について御説明します。</p> <p>議案は19ページを御覧ください。</p> <p>36番につきましては、借人の都合により、合意解約をされます。解約後は自作される予定です。</p> <p>報告第14号については以上1件です。</p>
議長	<p>報告第14号農地法第18条第6項通知の受理1件について、御質問はございませんか。</p> <p>特にないようですので、続きまして、報告第15号農地の形質変更届出1件について、事務局から報告をお願いします。</p>
事務局	<p>報告第15号農地の形質変更届について御説明します。</p> <p>議案の20ページの6番になります。</p> <p>図面は、案内図と字図が22ページ、平面図23ページ、断面図が24ページになります。</p> <p>申請地は二里町川東地区です。</p> <p>申請地は高低差があり、5枚に分かれている田のため嵩上げして耕作しやすいようにするための届出です。</p> <p>報告第15号については以上1件です。</p>
議長	それでは、6番について担当委員から説明をお願いします。
担当委員	<p>形質変更の22ページの案内図をご覧くださいますと、黒いところが有田川です。そして左側の方に広場がありますけども、小学校。その下に公民館がありますが、その腰岳の中腹に農免道路が通っているところに申請箇所があります。5枚の田んぼ</p>

担当委員	の段々畑です。今までは畑として耕作されておりましたが、耕作者が高齢になられ、現在は荒れてしまっていると。この5枚に土羽をつけて田にするということで相談に来られました。耕作しやすいように嵩上げをしたいということで私の方も捺印をしました。
議長	6番について、御質問はございませんか。 特に内容ですので、続きまして、報告第16号非農地証明願1件について、事務局から説明をお願いします。
事務局	報告第16号非農地証明願1件について説明します。  議案は、21ページの2番になります。図面は、案内図と字図が25ページになります。 申請地は波多津町浦地区です。 申請地には、昭和21年頃に植林されております。非農地化後、20年以上経過していることが確認できる資料として森林簿で林齢68年との確認を行いました。現地調査においても現況山林であり非農地となっております。
事務局	報告第16号については以上1件です。
議長	16番について御質問はございませんか。 特にないようですので、続きまして、報告第17号形質変更工事
議長	計画変更届1件について、事務局から説明をお願いします。
事務局	報告第17号農地の形質変更工事計画変更届出1件について御説明します。 議案の22ページ、2番になります。 申請地は大川町川西地区です。 盛土用の残土が不足しているため工事期間を延長するための届出



事務局	<p>です。工事計画及び工事施工業者の変更はありません。</p> <p>報告第17号については以上1件です。</p>
議長	<p>報告第17号農地の形質変更工事計画変更届出1件について御質問はございませんか。</p> <p>無いようですので、報告事項を終了します。</p> <p>これで、第7回の農業委員会を閉会します。</p>
	<p>&lt;&lt;&lt;議事終了&gt;&gt;&gt;</p>